

No.	省庁名	担当部局	意見・質問	回答
1	内閣府	子ども・子育て本部	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)による改正が平成30年4月1日に施行されることから、改正後の規定を踏まえて整理すべきと考える。また、例えば、認定こども園法第28条については、指定都市又は中核市の長が認定又は設置する施設であっても、その情報を都道府県知事に提供した上で、都道府県知事が利用者に周知することとされており、都道府県が引き続き担うべき事務がないかは精査すべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ●今回の事務分担(案)は、平成28年度時点の大阪市・大阪府の事務事業について整理しているものです。 ●ご指摘のとおり、認定こども園法の改正が平成30年4月1日に施行され、現在は都道府県の事務となっているもののうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務が指定都市の事務になるなどの改正が行われます。また一方で、教育・保育等に関する情報の提供などは、改正後も引き続き都道府県の事務となります。 ●これらの現在都道府県の事務となっているものについては、既に大阪府では、市町村への権限移譲を推進するなか、中核市の事務である幼保連携型認定こども園の認可に関する事務などとともに、事務処理特例条例により一部の一般市でも実施しているところです。また、平成30年4月1日の法改正後の規定においても同様に、都道府県の事務であるものも含め、一部の一般市で実施する方向で検討しています。 ●こうした大阪府内の他市の現状も踏まえ、今回の事務分担(案)では、都道府県の事務であるものも含め、認定こども園に関する事務は特別区で実施するものとしており、平成30年4月1日の法改正後の規定においても、同様に特別区が実施する考え方です。
2	総務省	自治行政局公務員部福利課	<p>(1)府と市の再編に当たり、「府職員は地方職員共済組合、特別区職員は市町村職員共済組合の組合員とする」とされているが、以下の理解でよろしいか。</p> <p>大阪府の職員は、地方職員共済組合に加入し、特別区の職員は、市町村職員共済組合に加入することにより、地方職員共済組合は、道府県の職員等、大阪府市町村職員共済組合は、府内の市町村及び大阪の特別区の職員をもって組織することとなり、現在の大阪市職員共済組合は解散する。</p> <p>(2)上記のとおりとした場合、大阪市職員共済組合の権利義務等については、地方職員共済組合と大阪の市町村職員共済組合の間で、どのように承継すると考えているか。</p>	<p>(1)お見込みのとおり。</p> <p>(2)大阪市職員共済組合の権利義務等の承継については、関係共済組合間で協議されるものと考えています。</p>
3	総務省	政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室	統計法施行令別表第一備考において、漁業センサスの調査事務について、「八 十の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号(同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。)に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。」と記載されており、東京都知事と明記されているため、大阪府が「都」になった場合、「東京」を削る政令改正が必要ではないか。その上で、事務処理特例条例により、特別区が上記の事務を行うのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ●貴省がご指摘の統計法施行令の改正を行う前提で、事務処理特例条例により特別区が漁業センサスの調査事務を行うことを考えています。
4	文部科学省	大臣官房総務課	<p>○もともと大阪府担当の事務を特別区に担当させる場合、大阪府内の特別区以外の市町村で生じたその事務は引き続き、府が担当するということか。</p> <p>例えば、別添2法令条項別事務一覧別表第1-1(都道府県)について、文化財保護法53条は区域内に存する場合に限るため、「府」の区域内ではなく「特別区」に重要文化財が存する場合に限る必要があると考えられる。</p> <p>○例えば、埋蔵文化財の発掘調査に関する事務のように、東京都の特別区が実施していない事務であって、今回、大阪の特別区が実施する事務について、財政面や人員面等の条件整備はどのように図ることを予定しているか。</p> <p>今度、検討すべき事項とされているのであれば、権限移譲の適切性を考えるうえで重要な事項なので、明らかになった場合に御教示願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事務処理特例条例により権限移譲を予定している事務は、特別区の区域内における事務です。なお、大阪府内の特別区以外の市町村で生じた事務については、必要に応じて大阪府が当該市町村に事務処理特例条例による権限移譲をしているものもございます。 ●人員面の条件整備について 都道府県からの大幅な権限移譲に伴い専門職員を確保する必要がある政令指定都市移行・中核市移行とは異なり、現在、政令指定都市として事務を実施している大阪市の担当職員が原則として特別区に配置されることから、専門性やノウハウが適切に継承され、業務執行体制が整備できるものと考えています。 なお、大阪における特別区では、近隣中核市の職員数をベースとしつつ、中核市を上回る権限や本市の特性を加味した加算を行い、特別区合算では現在の大阪市の現員数を上回る職員数を見込んでいます。 ●財政面の条件整備について 財政面の調整においては、素案にお示した特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財政調整財源の配分を行う制度設計を行ってまいります。
5	文部科学省	生涯学習政策局政策課	<p>○別添1分野別事務一覧4. 教育について</p> <p>No.68 について 「学校基本調査及び学校教員統計調査を各関係機関と連携して行っている。」ことについて事務分担案では「各区」に事務移譲する案とあるが、具体的な業務は何か(委託費の事務処理等、具体的な業務内容が不明なため)。</p> <p>No.69 について 「学校に関する統計調査」とは大阪府が実施する統計調査を指しているのか。また、具体的な業務は何か。</p> <p>No.72 について 「学校調査統計システム」とは何を指しているのか(政府統計共同利用システム等、具体的に示して頂きたい)。 また、「運営管理」とは具体的にどこまでを言っているものなのか(統計調査における調査回答収集のための操作等を含んでいるのか具体的な内容を示して頂きたい)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●No.68について 【具体的な業務】 ①教育委員会事務局から各学校園へ学校基本調査についての報告依頼(依頼を受け各学校園は、政府統計共同システムにより大阪府へ報告) ②大阪府から報告数値の提供を受け、本市独自の「学校調査統計システム」のデータと突合して修正のうえ、大阪府へ報告 ●No.69について 大阪市独自で実施している学校現況調査を指しています。 【具体的な業務】 ①教育委員会から各学校園へ調査依頼 ②調査票を回収し、本市独自の「学校調査統計システム」へのパンチ入力、内容の点検・確認作業 ③数値の公表 ●No.72について 「学校調査統計システム」は、主に本市独自で実施している学校現況調査の集計用に開発したものであり、各学校の児童・生徒数や教職員数を集計する等、上記No.69での業務をメインとし、データ活用を行いNo.68業務での突合作業でも使用しています。 No.72については、システムの保守・点検に係る業務のみを運用管理としてNo.68及びNo.69から分離したものです。

No.	省庁名	担当部局	意見・質問	回答
6	文部科学省	生涯学習政策局社会教育課	<p>1.こども No.106 児童いきいき放課後事業【局】 事業に係る国庫補助の申請業務を各区で行うとあるが、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の交付要綱では、広域的な調整を行う観点から補助事業者は「都道府県・指定都市・中核市」とされているため、国庫補助に係る申請業務については、域内の事業を調整することが可能な府が担当すべき業務になると考えるがいかがか。 (例:東京都特別区では、各区の申請を都が取りまとめたうえで、都が補助事業者として国に対して国庫補助の申請を行っている)</p> <p>No.110 こども・青少年施策推進事業(放課後事業部会) 放課後子供教室の総合的なあり方等を検討する本部会は、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の交付要綱・実施要領に記載される「推進委員会」にあたるかと考える。「推進委員会」は、補助事業者(都道府県等)が域内の事業の総合的な在り方を検討するものであるため、大局的な検討が可能な府が設置・運営すべきものかと考えるがいかがか。 (例:東京都の推進委員会では、特別区を含む域内の市区町村(政令市・中核市除く)の事業の総合的な在り方を検討している)</p> <p>4.教育 No.95(中)学校教育活動に関する事務 「学校元気アップ地域本部」の国庫補助については、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の交付要綱では、広域的な調整を行う観点から補助事業者は「都道府県・指定都市・中核市」とされているため、国庫補助に係る集約事務及び制度管理については、域内の事業を調整することが可能な府が担当すべき業務になると考えるがいかがか。 (例:東京都特別区では、各区の申請を都が取りまとめたうえで、都が補助事業者として国に対して国庫補助の申請を行っている)</p>	<p>(1.こども「No.110 こども・青少年施策推進事業(放課後事業部会)」について) ●ご指摘のとおり、本部会は国庫補助金の交付要綱等に記載されている「推進委員会」にあたります。 ●今回の事務分担(案)は、東京都区の制度にとらわれず、中核市並みの権限を基本に大阪市と大阪府の事務事業・機能を最適化する観点で事務を仕分けており、中核市で実施されている事務は概ね特別区で実施することとしています。そうした考え方のもと、国庫補助金の交付要綱等において「推進委員会」の設置等の実施主体(補助事業者)は中核市も対象となっていることも踏まえ、各特別区において域内の子ども・子育て支援施策と一体的に放課後事業のあり方について検討することが望ましいと考えています。 よって、今回の事務分担(案)では、各特別区で本部会の設置・運営を実施することとしています。 ●なお、各特別区において域内の放課後事業のあり方を検討し、取り組みを進めていくことから、大阪府内の他の中核市と同様、大阪府による事業の調整は生じないと考えています。 ただし、国庫補助に係る申請については、国庫補助金の交付要綱等において補助事業者は「都道府県・指定都市・中核市」となっていることから、大阪府が取りまとめて国に対して申請することになるのはやむを得ないと考えています。 その上で、まずは特別区が間接補助事業として実施するのではなく主体的に実施できる方法を検討しています。</p> <p>(1.こども「No.106 児童いきいき放課後事業」、4.教育「No.95(中)学校教育活動に関する事務」について) ●上記の考え方とおおり、各特別区において域内の放課後事業や教育支援活動のあり方を検討し、取り組みを進めていくことから、大阪府内の他の中核市と同様、大阪府による事業の調整は生じないと考えています。 また、国庫補助に係る申請については、交付要綱等から大阪府が取りまとめて国に対して申請することになるのはやむを得ないと考えていますが、その上で、まずは特別区が間接補助事業として実施するのではなく主体的に実施できる方法を検討しています。</p>
7	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育企画課	<p>○権限移譲により指定都市に下りた市費負担教職員の人事権については、現行法制上、都道府県以外では指定都市のみが有し、東京都特別区は有していない。このため、指定都市である大阪府が、東京都のように特別区となるのであれば、まず大阪府に権限が移ると解している。その上で、御提案の趣旨は、事務処理特例条例で特別区に現行の大阪市内の教職員の人事権を移譲したいという理解で良いか。</p>	<p>●人事権については、大阪府の権限となりますが、事務処理特例条例により特別区へ移譲する予定です。(大阪府豊能地区と同様の取り扱いを想定。)</p>

No.	省庁名	担当部局	意見・質問	回答																																										
8	文部科学省	初等中等教育局教職員課	<p>(別添2について) ○該当箇所:「別表第1-3(中核市)」シート ○意見:以下の2項目については権限委譲により中核市に下りているため項目を追加してはどうか。 ○修正案:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名称</th> <th>条項等</th> <th>条項ごとの事務</th> <th>大都市特例等</th> <th>東京都の権限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育公務員特例法</td> <td>第22条の4第1項</td> <td>教員研修計画の策定</td> <td>中核市</td> <td>都</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育公務員特例法</td> <td>第22条の4第3項</td> <td>教員研修計画の公表</td> <td>中核市</td> <td>都</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○修正理由:教育公務員特例法第22条の4に規定されている教員研修計画の策定及び公表等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条において規定されており、中核市の教育委員会が行うこととなっているため追記。(施行日は平成29年4月1日) ○参考:地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)(中核市に関する特例) 第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員の研修は、第四十五条並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。</p> <p>(別添2について) ○該当箇所:「別表第1-3(中核市)」シート ○意見:条項等に誤りがあるため、以下修正案のとおり修正してはどうか。 ○修正案:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名称</th> <th>条項等</th> <th>条項ごとの事務</th> <th>大都市特例等</th> <th>東京都の権限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法</td> <td>第6条第2項 別表第3備考第6号</td> <td>教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出</td> <td>中核市</td> <td>都</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名称</th> <th>条項等</th> <th>条項ごとの事務</th> <th>大都市特例等</th> <th>東京都の権限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職員免許法</td> <td>第7条第1項</td> <td>学力に関する証明書の発行</td> <td>中核市</td> <td>都</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○修正理由:教育職員免許法第6条第2項及び別表第3備考第6号においては、免許法認定講習の開設及び申請書の提出について規定されていない。一方、同法第7条において、免許法認定講習の開設者は学力に関する証明書を発行しなければならない旨規定されているため、条項等を修正するものである。 ○参考:教育職員免許法(抜粋)(証明書の発行) 第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め(第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。)又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。 2~5(略)</p>	法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考	教育公務員特例法	第22条の4第1項	教員研修計画の策定	中核市	都		教育公務員特例法	第22条の4第3項	教員研修計画の公表	中核市	都		法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考	教育職員免許法	第6条第2項 別表第3備考第6号	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都		法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考	教育職員免許法	第7条第1項	学力に関する証明書の発行	中核市	都		<p>●今回の事務分担(案)は、平成28年度時点の大阪市・大阪府の事務事業について整理しているものです。 ●今回の別表においては、教育公務員法第25条「府費負担教職員に係る研修計画の体系的な樹立」として掲載していますが、特別区設置協定書を作成する際は、平成29年4月1日以降の改正を踏まえ、第22条の4「教員研修計画」に修正します。</p>
			法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考																																						
教育公務員特例法	第22条の4第1項	教員研修計画の策定	中核市	都																																										
教育公務員特例法	第22条の4第3項	教員研修計画の公表	中核市	都																																										
法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考																																									
教育職員免許法	第6条第2項 別表第3備考第6号	教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出	中核市	都																																										
法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考																																									
教育職員免許法	第7条第1項	学力に関する証明書の発行	中核市	都																																										
			<p>●教育職員免許法第6条第2項別表第3備考第6号については、教育職員免許法施行規則第39条の関連条項として記載しておりましたが、ご指摘のとおり「免許法認定講習の開設及び申請書の提出」について規定されているものではないため、以下のとおり変更します。 ①教育職員免許法第6条第2項別表第3備考第6号「教育職員免許法認定講習開設及び開設にかかる申請書の大臣への事前提出」 ⇒教育免許法施行規則第36条第1項第2号「教育職員免許法認定講習の開設及び開設にかかる申請書の大臣への事前提出」 ②教育免許法施行規則第39条第1項「教育職員免許法認定講習開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出」 ⇒教育免許法施行規則第39条第1項「教育職員免許法認定講習の開設及び開設に係る申請書の大臣への事前提出」</p> <p>●教育職員免許法第7条第1項に規定する学力に関する証明書の発行については、No.27(小中)教育職員免許法認定講習に関する事務の一部として実施しています。ご指摘を踏まえて事務を明示するため、以下の条項を追加します。 ③教育職員免許法第7条第1項「学力に関する証明書の発行」</p>																																											
9	文部科学省	初等中等教育局健康教育・食育課	<p>(別添1 4. 教育について) ○No.145 【事務の概要】 (現行)学校環境基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持→学校環境衛生基準の誤り。(学校保健安全法第6条参照)。 【事務の種別】 (現行)任意 →「法令」に修正。 設置者は、学校環境衛生基準に基づき、幼稚園の空気環境等の適正な維持に努めることは法令上の義務であるため。(学校保健安全法第6条第2項)</p> <p>○No.257、258 【事務の種別】 (現行)任意 →「法令」に修正。 学校環境衛生の点検(検査)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任命又は委嘱は学校保健安全法第23条等の法令に基づく事務であるため。(参考:No.86では法令となっている。)</p>	<p>●No.145 【事務の概要】学校環境基準⇒学校環境衛生基準に修正します。 【事務の種別】お見込みのとおり、当該事務につきましては法令に基づく事務も含まれていますが、幼稚園は大阪市が独自に任意で設置しているものであり、事務分担(案)において公立幼稚園に関する事務については原則一律に「任意」と区分しています。</p> <p>●No.257、258 【事務の種別】お見込みのとおり、当該事務につきましては法令に基づく事務も含まれていますが、児童福祉施設に併設される学校である長谷川小中及び弘済小中については、大阪市が独自に任意で設置しているものであり、事務分担(案)において長谷川小中及び弘済小中に関する事務については一律に「任意」と区分しています。</p>																																										

No.	省庁名	担当部局	意見・質問	回答
10	文部科学省	初等中等教育局財務課	<p>○大阪府と特別区における個人住民税所得割の標準税率の割合について、どのように想定をしているのか。 ※東京都の場合、標準税率は、都民税4%、特別区民税6%</p> <p>○大阪市において定めている教職員の勤務条件及び給与についての条例は、大阪府の条例で定めるという理解でよいのか。</p>	<p>●通常の市町村と同じく、府4%、特別区6%としています。</p> <p>●お見込みのとおり、府費負担教職員の勤務条件及び給与についての条例は、大阪府の条例で定めることとなります。</p>
11	文部科学省	高等教育局私学部	<p>○別添1「4. 教育」シートのNo.158「私立幼稚園の設置認可」について、本事務の範囲はどの範囲を指すのでしょうか。別添2別表第1-1の「私立の幼稚園の設置廃止等の認可」から「私立幼稚園に対する報告書の提出の要求」までに挙げられている事務のことであるという理解でよいでしょうか。</p> <p>○別添2 別表第1-1「私立幼稚園の所轄庁」について、所轄庁であることは事務ではありませんので、「権限移譲」できるものではありません。本来大阪府が担う私立学校法上の所轄庁としての事務を特別区に権限委譲して実施したいとの趣旨という理解でよいでしょうか。そうなのであれば、当該事務を条例で列挙していただく必要がありますので、具体的に明示していただけますでしょうか。</p>	<p>●「私立幼稚園の設置認可」に関する事務の範囲については、お見込みのとおり、別表第1-1の「私立の幼稚園の設置廃止等の認可」から「私立幼稚園に対する報告書の提出の要求」までになります。</p> <p>●なお、「私立幼稚園の所轄庁」については、上記の事務を特別区へ権限移譲することに伴う関連条項として記載している趣旨であり、上記の事務以外に特別区へ権限移譲して実施したい事務があるというものではありません。ご指摘を踏まえ、当該条項は別表第1-1から削除します。</p>
12	文部科学省	文化庁 文化財部 伝統文化課	<p>【別添1について:意見】 ＜4. 教育:No. 292 のうち、市内に所在する重要文化財等の補助金を交付する管理について等の指揮監督に係る通知事務＞ (補助金適正化法との整理を要すること、また官庁会計システム上の財政的負担への懸念) 当該事務は、補助金を交付する条件として、当該文化財の管理に係る必要事項について指導監督を行うものであり、補助金適正化法に基づく会計的な観点からの指導監督及び補助金等の交付に関するその他の事務に係る事務委任の対象が都道府県(教委)であることと制度的に整合性を持たせている。したがって当該事務を特別区が行うのであれば、前提として補助金適正化法との整理が必要と思われる。</p> <p>＜4. 教育:No. 290、No. 291 及びNo. 292 のうち市内埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理及び国の機関が行う発掘に関する通知事務＞ (人員面を含めた体制の確保が確認できないことへの懸念) 文化財はその形態により管理の手法が多様であり、補助に関する指導監督にあたっては幅広い知識・技術が必要となることから、これまで大阪市教育委員会が文化財の所有者等に対して行ってきた指導監督を特別区が行うこととした場合、特別区に大きな負担がかかるものと思料する。 当該事務は、埋蔵文化財を適切に保護するために必要な事務であり、東京都では、これらの事務を特別区に委任していないところ、大阪特別区での人員面を含めた事務体制等について、このような権限移譲を行うことが適切かどうか確認できない。当該権限移譲の前提として、例えば年間の埋蔵文化財発掘に関する届出処理やそれに基づく指示などに対する必要人員のシミュレーションを行うなど、慎重な判断が必要であると考え。</p> <p>【別添2について:質問】 ・別添2のうち別表1-1にある、現在都道府県で行っている事務のうち、文化財保護法第35条第3項～第53条第4項については、事務のうち「通知事務」のみ特別区で対応することになっているが、これは具体的にどのような業務を想定しているか。文化財保護法第188条第1項及び第3項の経由事務を特別区にて行うことは異なるのか。 ・また別紙のとおり別表第1-1、別表1-3の誤りを修正します。赤字の部分につきまして、修正いたしました。 ※別紙参照</p>	<p>●No. 292 について 当該通知事務については、重要文化財等の管理について都道府県が行う指揮監督において、都道府県が発出する通知文書を経由する事務のみを指しており、補助事業には該当しません。既に「大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例」により大阪市をはじめ府内市町村に広く権限移譲されている事務であり、「特別区」の事務に仕分けしたものです。</p> <p>●No.290、No.291及びNo.292の人員面の体制確保について 都道府県からの大幅な権限移譲に伴い専門職員を確保する必要がある政令指定都市移行・中核市移行とは異なり、現在、政令指定都市として事務を実施している大阪市の担当職員が原則として特別区に配置されることから、専門性やノウハウが適切に継承され、業務執行体制が整備できるものと考えています。 なお、大阪における特別区では、近隣中核市の職員数をベースとしつつ、中核市を上回る権限や本市の特性を加味した加算を行い、特別区合算では現在の大阪市の現員数を上回る職員数を見込んでいます。</p> <p>●別表1-1の経由事務について 別表1-1にある通知事務については、いずれも、大阪府が発出する通知を、経由する事務です。(これらの事務は、現在、府内各市町村へ事務処理条例により移譲されている事務です。) なお、文化財保護法第188条第1項及び第3項の経由事務については、文化庁長官の権限となっている事務に関する経由事務であり、本事務とは別の事務です。</p> <p>●別紙修正内容について ご意見を踏まえ、詳細については別途整理・調整させていただきます。</p>
13	文部科学省	教育課程研究センター研究開発部 研究開発課	<p>別添1 4. 教育 110 (小中)学校教育活動に関する事務(国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業) 【質問】 事務一覧の表中「事業費【人件費除く】」欄に5,469千円とあるが、この内訳について御教示願いたい。 【意見・質問】 当該事務については、事務分担案を各特別区とする考え方として、「より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施」とあるが、各研究指定校において研究目的が着実に達成されるためには、当該研究に従事する教員の人事上の調整を府全域の学校現場の事情を考慮して適切に行う必要があるため、人事権を有する自治体が当該事務を担当することが適切であると考え。御提案の趣旨は特別区に現行の大阪市内の教職員の人事権を移譲したいという理解で良いか。</p>	<p>●事業費の内訳について ・文科省国立教育政策研究所委嘱教育課程研究指定校事業分 559千円(講師謝礼金、旅費、消耗品費、印刷製本費) ・大阪市独自事業分 4,910千円(委員報酬、講師謝礼金、旅費、消耗品費、使用料)</p> <p>●当該事業について、国立教育政策研究所から委嘱を受けて事業実施するのは都道府県・指定都市ですが、特別区立となる小中学校も指定校となることから「特別区」の事務に仕分けしたものです。 なお、人事権についても事務処理特例条例により特別区へ権限移譲することとしています。</p>

No.	省庁名	担当部局	意見・質問	回答
14	農林水産省	農村振興局・農村政策部・農村計画課	特別区を予定している区域に、農地法に規定する農地であって、市街化区域以外にあるものはあるか。 ※別添2の当省関係条令(農地法)について、項まで追記するべきとの意見があったため、追記したものを併せて送付(別紙参照)。	●大阪市では、市街化区域以外に農地法に規定する農地はありません。 なお、市域は、地先公用水面等を除き、その全面が市街化区域となっております。 ●ご意見のとおり、関係条令(農地法)の項まで追記いたします。
15	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課 センサス統計室	【別表第1—4】 ・統計法施行令について、別表第1の備考第8号では、漁業センサスに関する事務について、特別区の区域における一部の事務(別表第1第10項第4欄の第2号から第5号まで及び第14号に掲げるもの)については東京都知事が行うものとして規定されているが、 ①「東京都知事」と規定していることから、大阪府への適用ができないこと ②特別区の区域において東京都知事が行うこととされている事務は、別表第1第10項第4欄のうち、第2号から第5号まで及び第14号に掲げる市町村の事務に限られており、本来市町村が行う必要のあるそれ以外の事務は、「特別区の長は市町村の長に含まれない」と規定されているため、そもそも特別区が行うことになっていないこと から、本事務を条例による事務処理特例制度等により大阪府の特別区に行わせることは困難であり、本政令の改正が必要と考える。 ・漁業センサス規則の規定については問題ないが、上位法令が統計法施行令であるため、上記の問題の解決が前提となる。	●総務省において統計法施行令の改正が行われる前提で、事務処理特例条例により特別区が漁業センサスの調査事務を行うことを考えています。
16	経済産業省	商務・サービスG消費・流通政策課	別添2法令条項別事務一覧 別表第1-2(指定都市)シート中の大規模小売店舗立地法の条項及び事務内容について、修正・追記あり。 ※別紙参照	●ご意見のとおり、当該法(大規模小売店舗立地法)の条項及び事務内容について、修正・追記いたします。
17	経済産業省	産業技術環境局計量行政室	(別添2)法令条項別事務一覧について 計量法が中核市のシートにまとめられているが、記載の事務について指定都市の事務にもあてはまるが、区別はこれで問題ないか。(計量法上、指定都市と中核市の事務の区分は同じ) (別添1)分野別事務一覧について 事務区分7「計量」の47の事務の概要について、適正計量管理事業者の指定に係る業務を追記した方が良いのではないかと。引き続き適正な計量行政が支障なく実施できる体制を整備して頂きたい。	●指定都市と中核市のいずれにもあたる事務は、中核市のシートのみに記載しています。 ●適正計量管理事業者の指定にかかる申請受付ならびに指定前査等の業務につきましては、当該「事務の概要」欄の「立入検査」の項で行っていますので、ご指摘の業務は当該表記に包含されていると解していただきますよう願います。 都道府県からの大幅な権限移譲に伴い専門職員を確保する必要がある政令指定都市移行・中核市移行とは異なり、現在、政令指定都市として事務を実施している大阪市の担当職員が原則として特別区に配置されることから、専門性やノウハウが適切に継承され、業務執行体制が整備できるものと考えています。 なお、大阪における特別区では、近隣中核市の職員数をベースとしつつ、中核市を上回る権限や本市の特性を加味した加算を行い、特別区合算では現在の大阪市の現員数を上回る職員数を見込んでいます。
18	環境省	大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課	○「旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令」の改正の必要があるのか。 (1)旧令の別表を改正しようとしているのか。 事務局の資料(2-3、P.27)では、「保障に係る旧一種地域の指定を大阪市から特別区に改正」とある。 これが、旧令の別表第一(環境六法のP.3025以降の表)の二十八号を改正する、という趣旨なのであれば、それは不要かと思う。 (備考で「その他の項については昭和五十年十一月十日における行政区画…」とあるため) (2)政令で定める市を変えようとしているのか。 公健法第4条第3項において、都道府県知事の権限が政令で定める市に降りていて、昭和62年の改正令附則第2条以下でおおその効力を有するとされている旧令第3条の規定には大阪市とある。 「条例による事務処理特例条例等による対応」(資料2-3、P.27)がどのようなものを想定しているのかわかりかねるので何とも言い難いところはありますが、もしこの「大阪市」を改正したいということであれば、どのような理由で特例条例等では対応できないのか。 ○その他 ・「(別添1)分野別事務一覧」のNo.275とNo.276の事務概要に一部重複があるがその意図は何か。	●前回の特別区設置協定書の作成の際には、貴省とも協議の上、「旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令」の改正で対応することとしておりましたが、今回の貴省のご見解を踏まえ、事務処理特例条例等での対応も含め、引き続きご相談させていただきたいと思っております。 ●その他 「(別添1)分野別事務一覧」のNo.275とNo.276は双方とも「公害健康被害の補償に関する事務」を示しています。 大阪市では、当該事務を異なる機関(「健康局(保健所)」と「各区役所(保健センター)」)でそれぞれの役割に応じて執行していることから2件に分けて示しており、その内容は重複する部分を有しています。

No.	省庁名	担当部局	意見・質問	回答
19	環境省	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	<p>別添1「5. 環境」シートNo.271に関して、当該記載の事務はフロン排出抑制法に基づいて大阪府が行っている行政事務ではないという理解でよろしいか。</p> <p>(質問の理由) 当該記載では、現在大阪府が行っている自治事務を新たに創設する特別区に委譲するのか、現在大阪市がフロン排出抑制法における管理者として実施している点検義務や、それ以外にフロン排出抑制法に基づかず任意で行っていただいている周知活動を新たに創設する特別区に委譲するのかが分かりにくかったため、念のために確認するもの。</p>	<p>●お見込みのとおり、当該事務は、大阪市がフロン排出抑制法における管理者として行っている事務であることから、特別区で行うものとしており、大阪府が行っている事務を特別区に移管するものではありません。</p>
20	防衛省	人事教育局人材育成課	<p>NO112、113に自衛官募集事務があり事務の概要として、「自衛官募集に係る自衛隊との連絡調整」、「自衛官募集に係る広報」とありますが、これは都道府県知事及び市町村長に法定受託事務として委託している事務の一部であることから、明確化するため「都道府県知事が実施する自衛官募集に関する事務」「市町村長が実施する自衛官募集に関する事務」と記載した方が良いのではないかと。</p> <p>(ご参考) 地方公共団体に対する自衛官募集事務の委託内容は、自衛隊法施行令第114条から第120条に規定されており、都道府県知事は、募集期間、試験場の告示、広報宣伝等を行い、市町村長は、志願票の受理、受験票の交付、広報宣伝等を行うとしている。</p> <p>※別紙参照</p>	<p>●No.112、113については、いずれも大阪市が市町村として実施している事務を記載しており、No.112は市民局において実施している大阪市における統一的な事務、No.113については各区役所において実施している広報等の事務です。</p>